

2016年10月28日発信

## <緊急のご案内>小西・中村 IP セミナー

### 第13回：カナダ商標法-大改正に向けて 主な改正点と検討事項

### 第14回：英国 EU 離脱と欧州知財制度-欧州知財最新事情

貴社益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、緊急のご案内となりますが、今回は、2018年に大改正が予定されるカナダ商標法、英国のEU離脱による欧州における知的財産戦略への影響など、欧州知財制度についての最新事情についてセミナーを開催致します。

セミナー後、懇親会も開催致します。是非、ご参加下さい。

第13回：カナダ商標法-大改正に向けて 主な改正点と検討事項 (参加費無料)	
<b>セミナー： 11月10日 木曜 16:00-18:00</b> <b>懇親会：18:15-20:15</b> (近隣にて・参加費無料)	
セミナー概要	<p>カナダでは、2018年に、マドリッド・プロトコル、ニース協定及びシンガポール条約の発行が予定されています。また、条約の発行と同時に改正商標法が施行されます。この改正は、ニース協定国際分類の導入、「使用宣誓書」の廃止等、重要事項の改正を含みます。今回は、2018年の商標法の大改正に向けて、主な改正点と検討事項を解説頂きます。</p> <p>※本セミナーは<b>日本語</b>で開催します。</p>
講師	Nelligan O'Brien Payne LLP Mr. Taiji Yoshino, Technical consultant
第14回：英国 EU 離脱と欧州知財制度-欧州知財最新事情 (参加費無料)	
<b>セミナー： 11月15日 火曜 16:00-18:00</b> <b>懇親会：18:15-20:15</b> (近隣にて・参加費無料)	
セミナー概要	<p>6月に行われた国民投票の結果、英国有権者は、EUを離脱する選択を下しました。取得済の欧州における知的財産権はどのように取扱われるのか？！英国のEU離脱により欧州における知的財産戦略は変更を迫られるのか、その他欧州知的財産制度の最新事情について解説いただきます。</p>
講師	Denemeyer Group, Paul-Alexander Wacker (Mr.), Of counsel

●会場(13回及び14回とも共通です)：

小西・中村特許事務所 5階セミナールーム：名古屋市中区丸の内2-17-12丸の内エーステートビル

【参加希望の方】 弊所朝倉 [asakura@ipworld.jp](mailto:asakura@ipworld.jp) まで、参加回数、お名前、所属を Email 頂ければ幸いです。併せて、**講演後の懇親会(無料)の出欠**もご連絡ください。

**皆様のご参加をお待ちしております！**

(ご質問は担当：中村 [nakamura@ipworld.jp](mailto:nakamura@ipworld.jp) 若しくは朝倉まで。Tel: 052-229-1070)